

○東総地区広域市町村圏事務組合
行政財産使用料条例施行規則

〔 令和3年 4月1日 〕
規 則 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例（令和2年東総地区広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免申請)

第2条 条例第4条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(還付申請)

第3条 条例第5条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者

申請者 住所
氏名

使用料減免申請書

東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例第4条の規定により、下記のとおり使用料を減額（免除）願いたく申請いたします。

記

- 1 使用料の名称及び金額
- 2 減額（免除）申請額
- 3 理 由

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者

申請者 住所
氏名

使用料還付申請書

東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例第5条ただし書の規定により下記のとおり使用料を還付願いたく申請いたします。

記

- 1 使用料の名称及び金額
- 2 納付期日
- 3 理 由